

指定管理者の指定の一部変更について

下記のとおり、指定管理者の指定の一部を変更し、指定期間を 2 年延長する。指定管理者の指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和 7 年 1 2 月議会の議決を経た後に正式に決定することとなる。

1 指定概要

(1) 施設概要

ア 名 称：北九州市立到津ひまわり学園
所 在 地：小倉北区下到津一丁目 8 番 8 号
施設内容：

- (ア) 施設概要…指導訓練室、調理室、相談室、屋外遊戯場、事務室、便所 など
- (イ) 事業内容…児童福祉法に基づく児童発達支援事業（児童発達支援センター）
児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業
短時間療育（通園）事業 など

イ 名 称：北九州市立若松ひまわり学園
所 在 地：北九州市若松区原町 1 2 番 3 4 号
施設内容：上記ア(ア)(イ)と同じ

(2) 指定期間

- （変更前）令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
- （変更後）令和 3 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

(3) 指定管理者の概要

- 名 称：社会福祉法人北九州市福祉事業団
所 在 地：八幡東区中央二丁目 1 番 1 号
主な業務内容：
- (ア) 社会福祉事業… 1 5 事業を運営
（特別養護老人ホーム、障害児入所施設、保育所 など）
 - (イ) 公益事業… 7 事業を運営
（障害者体育施設、高齢者生きがいづくり支援事業 など）
 - (ウ) 収益事業… 1 事業を運営（レインボープラザ）
 - (エ) 上記以外に、介護保険訪問調査業務、障害支援区分認定調査等事業 など

2 指定の一部変更の理由

施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体と密接に関連している施設においては「条件付き公募」で選定した政策連携団体が指定管理者となり、管理運営を行っている。

一方で、競争性を確保するためには、この「条件付き公募」の見直しが必要となるが、政策連携団体については、現在、財政・変革局が主体となり見直しを進めているところであり、政策連携団体の「条件付き公募」についても、「北九州市政変革推進プラン」の集中変革期間（令和6～8年度）の中で検討を行うことになっている。

そのため、令和7年度の「条件付き公募」の対象となる指定管理施設については、現指定期間を原則2年延長することとなった。

「北九州市立到津ひまわり学園」及び「北九州市立若松ひまわり学園」においても、現指定管理者である政策連携団体「社会福祉法人北九州市福祉事業団」と事前に協議し、合意したことを踏まえ、現指定期間を2年間延長するもの。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月	12月議会議案提出
令和8年1～3月	基本協定書の変更内容協議、変更協定の締結
令和8年4月	年度協定書の締結
令和9年7月	次期指定管理者候補の選定

